

戸別浄化槽のご案内

(R7.07 版)

長野市上下水道局営業課

上下水道局では、公共下水道の整備計画がない地域で、合併浄化槽の設置を希望する方を支援するため、「**戸別浄化槽制度**」をご案内しています。

戸別浄化槽制度とは

公共下水道の整備計画がない地域で、局が**合併浄化槽の設置と維持管理**を行う制度です。制度の対象となる家屋は次のとおりです。

- ・主たる住居として使用される家屋で、浄化槽設置後も維持管理に支障なく、**継続使用するもの**。（国の補助金を利用する制度のため、長期継続使用が原則となります。なお、すでに合併浄化槽が設置されている家屋の更新設置は対象外となります。）

ご不明なことがありましたら、**上下水道局営業課**までご相談ください。

設置工事・維持管理・費用負担の範囲

工 事 範 囲

使用者：宅内排水設備工事（浄化槽設置から 1 年以内に接続すること）

宅内排水設備工事については、営業課で**資金の支援制度**をご用意しています。

局：浄化槽設置工事（浄化槽本体、本体の前後 1m 以内の排水管及びブロワ※）

※ブロワ：微生物を活性化させるために浄化槽内へ空気を送り込む機械

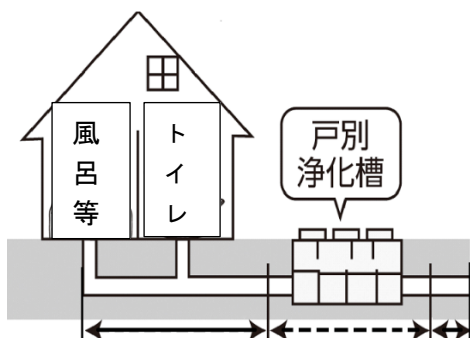
維 持 管 理

使用者：宅内排水設備の管理と浄化槽の適正な使用（※）

※浄化槽の水質を安定させるためには微生物が繁殖できる環境維持が必要です。このため、**ブロワ等の電源を停めない、異物や薬品等を流さない、継続使用を遵守**してください。

局：保守点検（年 3 回）、法定検査（年 1 回）、清掃、**修繕**（※）

※ただし、使用者が浄化槽を損傷した場合の修繕費用は、**使用者の負担**となります。



凡 例	
↔	住宅等所有者が 設置・管理 (宅内排水設備)
←→	局が設置・管理

浄化槽の大きさのことを人槽（処理対象人員）といい、原則として家屋の延床面積で決定します。

一般住宅の場合 延床面積	処理対象 人員
130 ㎡以下	5 人槽
130 ㎡を越える	7 人槽
台所及び浴室が 2 か所以上 (二世帯、大家族住宅等)	10 人槽

建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A3302:2000)

使用者と上下水道局の費用負担区分

浄化槽の設置・維持管理にかかる上下水道局と使用者の費用負担区分は下表のとおりです。

	設 置 ・ 管 理 に か か る 費 用 負 担 項 目	使用者	上下水道局
①	浄化槽設置工事費	○(1割)	○(9割)
②	宅内排水設備（浄化槽設置から1年以内に接続）	○	
③	浄化槽使用料	○	
④	浄化槽保守点検費		○
⑤	浄化槽清掃費		○
⑥	法定検査料		○
⑦	消毒薬品代		○
⑧	ブロワ等の部品交換・修理にかかる費用		○
⑨	ブロワ等の電気代	○	
⑩	浄化槽清掃等に使用する水道代	○	
⑪	浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費		○
⑫	使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に関する費用	○	
⑬	使用者の責により必要となった浄化槽の修繕にかかる費用	○	
⑭	耐用年数を経て交換が必要になったブロワ本体の費用		○
⑮	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の撤去費用		○

手 続 き に 必 要 な 書 類

9月末までに以下の書類を揃えて営業課に提出してください（郵送・電子申請可）。

- ・長野市戸別浄化槽設置申出書（申出者は建物所有者）
- ・位置図（付近詳細図）、敷地写真、公図
- ・敷地（住宅、浄化槽、放流先）見取図、宅内排水設備工事計画図（平面図・縦断図）
- ・放流先事前協議済届
- ・住宅の各階平面図（延床面積と間取りが分かるもの。店舗併用住宅にあっては、住宅及び店舗のそれぞれの面積が分かるものとする。）
- ・土地所有者の承諾書（申出者と土地所有者が同一の場合は不要）
- ・その他必要な書類（チェックリスト等）

※電子申請の場合は、営業課総合フォームから件名「戸別浄化槽申請」とし、申出書等を添付して提出してください

申出書

詳細は記入例をご覧ください。

様式の請求は営業課にご連絡ください。上下水道局のホームページにも掲載しています。

上下水道局ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp/site/suido/> または「長野市 戸別浄化槽」で検索

手続きの流れと注意事項

事前協議・申出時（下表①～②）

- ・戸別浄化槽の**設置条件（区域等）を満たしているか**ご確認いただき、不明な点をご相談ください。
- ・戸別浄化槽の設置は**申出の翌年度8月以降**となります。
- ・使用者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の承諾書を提出してください。
- ・戸別浄化槽の設置工事は、**局の予算の範囲内**で行います。
- ・申出時に宅内排水設備設置工事業者（**長野市排水設備指定工事店**）が作成した排水設備計画図の提出が必要となります。なお、宅内排水設備設置工事業者は、お客様にて決めていただきます。

設置工事時（下表③～⑦）

- ・浄化槽設置工事は、局の発注により行います（浄化槽の使用開始時期は、別途協議します）。
- ・浄化槽を設置する土地は、土地所有者と局で**無償使用貸借契約**を交わします。
- ・使用者は、浄化槽設置工事完了から**1年以内**に宅内排水設備を設置してください。
- ・宅内排水設備設置工事は、**長野市排水設備指定工事店**に依頼し、**局への申請と局からの書類審査**の完了後に開始してください。
- ・戸別浄化槽の使用料は、水道水の使用水量をもって算出します。水道水以外の水を使用する場合は、使用者の負担により**汚水排除量を認定するメーター**を設置し、管理してください。
- ・戸別浄化槽からの放流水について、放流先に水路管理者及び水利権者がいる場合の協議並びにそれにより生ずる費用負担は、使用者等の負担となります。

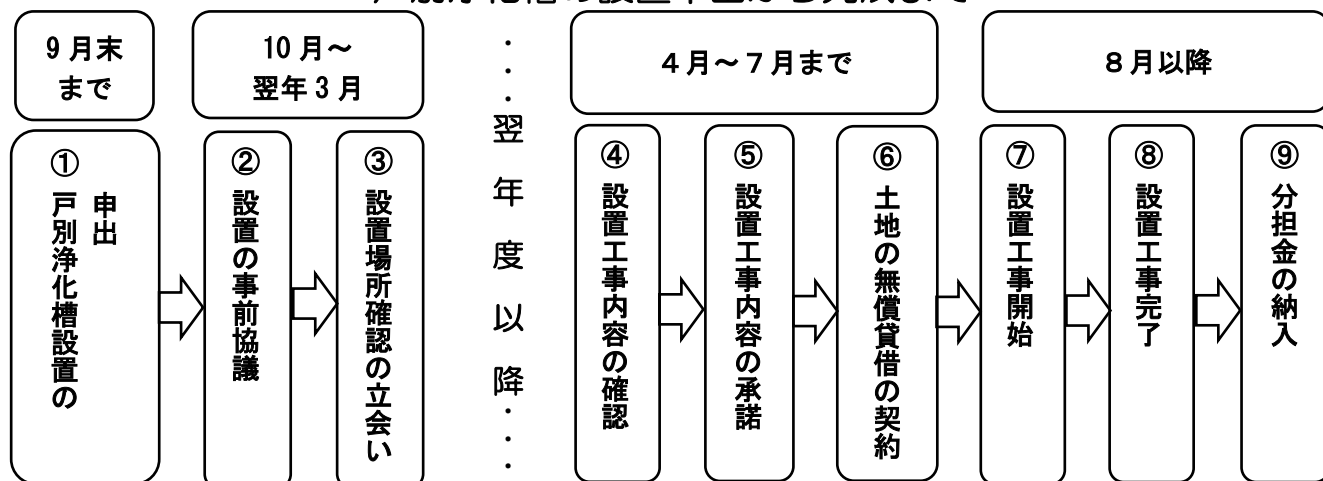
設置完了後（下表⑧～⑨）

- ・浄化槽の設置完了後に宅内排水設備の改造工事を行う場合にも、長野市排水設備指定工事店に依頼し、局へ申請する必要があります。
- ・**建物用途を変更しない**でください。（変更にかかる費用は、使用者負担となります）
- ・使用者の都合により、**局が浄化槽を適正に維持管理できない状態になった場合は、改善命令を行う**ことがあります。

設置をお断りする場合

- ・**維持管理上支障があると認められる場合**。（例 継続使用が見込めない場合、水質維持が困難と判断される場合、除外装置を必要とする特殊な排水がある場合 等）
- ・建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302:2000）で**10人槽を超える建物**の場合。（例 商業施設、宿泊施設 等）

戸別浄化槽の設置申出から完成まで



浄化槽の適正な維持管理のために…

- ・ 水道は浄化槽内の清掃に必要なため、休止しないでください。

水は維持管理上必要なものですので、原則、休止や廃止はしないでください。

- ・ 浄化槽の機能維持に努めてください。

浄化槽は微生物の働きで浄化しているため、微生物が繁殖できる環境維持が必要です。このため、ブロワ等の電源を停めない、異物や薬品等を流さない、継続使用を遵守してください。やむを得ず水道や電気を休止する場合は、浄化槽保護のため、槽内の清掃及び水張りを行いますので、事前に局に連絡して浄化槽使用休止作業の日程調整の上、休止をするようにしてください。

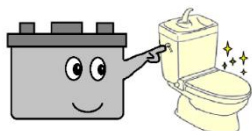
- ・ 保守、点検を妨げないでください。

浄化槽の上や、その周辺に物等を置かない、敷地内への出入りに支障がないようにしてください。

浄化槽の適切な使用に ご協力ください



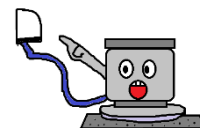
水はきちんと流す



異物は流さない



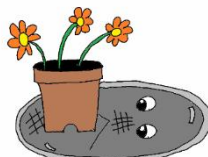
ブロワの電源を切らない



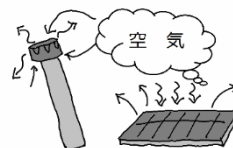
薬品や大量の洗剤を流さない



浄化槽の蓋に物を置かない



通気装置はふさがない



（お問い合わせ先）

申請手続きに関すること：長野市上下水道局 営業課

TEL:026-224-5061

設置工事に関すること：長野市上下水道局 下水道整備課

TEL:026-224-5072

維持管理に関すること：長野市上下水道局 下水道施設課

TEL:026-221-6456

